

# 第7期土岐市障がい福祉計画・第3期土岐市障がい児福祉計画策定業務 仕様書

## 1. 業務名

第7期土岐市障がい福祉計画・第3期土岐市障がい児福祉計画策定業務

## 2. 期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

## 3. 目的

国や県の障がい者福祉施策の動向、土岐市の障がい者をめぐる環境やニーズの変化を把握し、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の見直しを行い、土岐市における新たな障がい者施策の基本的方向・実施施策や障がい福祉サービスの目標量を定める、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定することを目的とする。

## 4. 業務内容

### （1）基礎的な地域データ及び資料の整理分析

障がい福祉をめぐる施策動向、土岐市の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障がい者（児）の現況動向及びサービスの利用状況等について、土岐市事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

### （2）アンケート調査の実施支援

計画対象者における福祉ニーズを把握するためのアンケート調査を実施し、結果をとりまとめる。受託者は、調査票の設計及び調査票の印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果報告書を作成する。対象者の抽出、宛名ラベルの作成（白のシールは受託者が用意）は委託者が行い、発送及び回収業務は受託者が行い、これにかかる費用も受託者が負担する。

### 【アンケート調査の実施概要】

調査対象	一般、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
サンプル数	3,000票
調査方法	郵送法
調査票種類数	4種
集計方法	単純集計、障がい種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

### （3）施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

また、（1）及び（2）の分析結果等も踏まえて課題をとりまとめ、新たな計画において、重点的に取り組む事項等を検討する。

（4）障がい福祉サービスの推進方策の検討

計画対象者数を推計し、障がい福祉サービス等の各年度における見込量を算定し、確保策の検討を行う。

（5）計画骨子案・素案の作成

課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。

（6）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを土岐市が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

（7）計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回開催予定）について、全体スケジュールの工程管理を行い、必要な協議事項の設定等を行うとともに、会議内容に応じた資料提供を必要部数納品すること。会議当日は、市と協議の上、説明等の役割分担を行い、会議が円滑に進むように企画・運営支援等を行い、会議終了後は議事録を取りまとめる。

（8）関連例規整備情報提供及び先進事例の情報提供

①全国の幅広い事例や同等規模の取組み内容を参考にする場合がある。そのため計画策定に伴う各検討組織及び事務局において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、当該団体人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・担当部局名をはじめ、目的・特色などの先進事例を少なくとも5件以上提供し、冊子としてまとめる。

②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ること。

- ・法令については、官報を参照すること。
- ・施行規則等も含むものとする。
- ・福祉関係法令すべてを対象とする。

③国の会議資料の要約版の作成

計画策定期間中、国の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る情報が定期的に示される会議について、開催される都度、会議内容を要約した資料を分

かりやすく作成すること。

## 5. 成果品

- |                                  |      |
|----------------------------------|------|
| ・アンケート調査結果報告書（A4判、本文1色、100頁程度）   | 50部  |
| ・計画書（A4判、表紙（レザック等）1色、本文1色、60頁程度） | 50部  |
| ・計画概要版（A4判、4色、8頁程度）              | 100部 |
| ・上記データ 一式                        |      |

## 6. その他

- ・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
- ・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と受託者による協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は「プライバシーマーク」の証明書類の写しを着手時に提出するものとする。